

住宅瑕疵担保責任(任意)保険契約 概要説明書

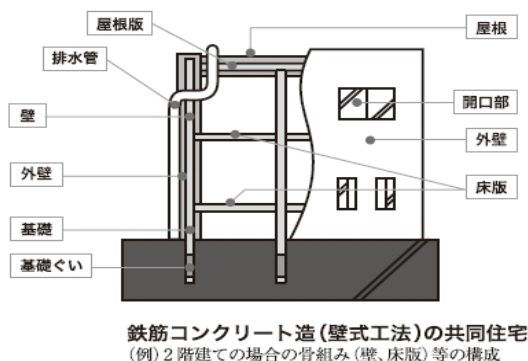
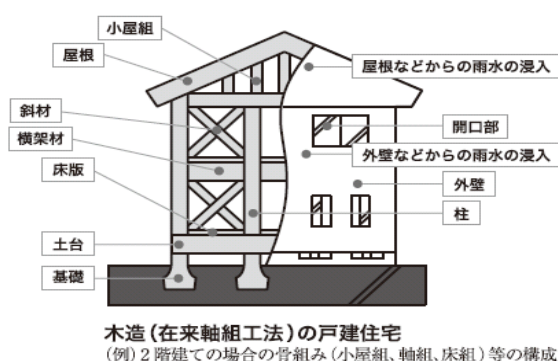
本書は、住宅瑕疵担保責任(任意)保険契約の概要を記載しています。対象住宅の引渡後に住宅事業者から交付される保険付保証明書とともに、大切に保管してください。

ご不明な点については、保険取次店または当社までお問い合わせください。

1. 保険金を支払いの対象となる部位

保険の対象となる 構造耐力上主要な部分等

住宅瑕疵担保履行法に定められた構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任の範囲が保険の対象となります



2. 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。

📄 詳細は普通保険約款・特約を参照してください。

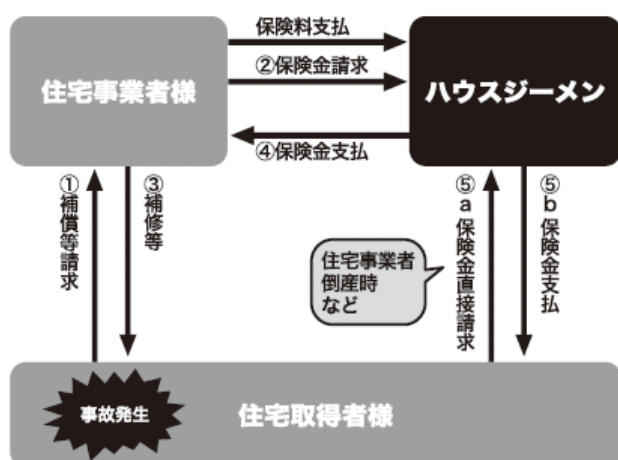
保険付保証明書記載の住宅(以下「対象住宅」といいます)の構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して、次の事由が生じた場合(以下「事故」といいます)に、被保険者である住宅事業者が瑕疵担保責任を履行することによって被る損害について、保険金をお支払いします。

- ① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
- ② 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合

事故が発生した場合において、被保険者である住宅事業者が倒産している場合や、相当の期間を経過しても住宅瑕疵担保責任を履行しないときは、住宅事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、住宅取得者は当社に直接保険金を請求できます。この場合、当社は被保険者に損害をてん補したものとみなします。

3. 保険の仕組み

保険の仕組み



- ① 保険期間中に事故が発生した場合、瑕疵担保責任の範囲内において、住宅取得者は被保険者である住宅事業者に補修等を請求できません。
- ② 住宅事業者は、瑕疵担保責任に基づき補修等について検討し、保険金をお支払いする事由に該当する可能性がある場合は当社に事故報告書を提出します。
- ③ 当社の査定後に住宅事業者が補修等を行います。
- ④ 住宅事業者は、補修等の実施後、保険金の請求を行い、当社は保険金をお支払いします。
- ⑤ a/b 住宅事業者が倒産等の場合や、相当期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合で、保険金をお支払いする事由に該当する可能性があるときは、住宅取得者は、当社に直接保険金を請求できます。

4. お支払する保険金の範囲

保険金をお支払いする損害の範囲は、次のとおりです。

- ① 事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接補修に要する費用
- ② 事故の補修に直接必要な、事故の状況もしくは発生部位や方法等を確認するために行う調査に要する費用
- ③ 住宅取得者が事故の補修等のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まいやそのための転居に要する費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

📌 下記は、免責事由の一部でありすべてではありません。詳細は、普通保険約款・特約を参照してください。
📌 原因が免責事由によらないことが明白であれば、保険金の支払対象となります。

- ① 地震、噴火もしくはこれらによる津波、台風もしくは暴風雨等の自然変象、または火災、落雷、暴動等の偶然もしくは外来の事由
- ② 対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
- ③ 対象住宅の増築、改築もしくは補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ④ 対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- ⑤ 当社が不適当であることを指摘したにもかかわらず、住宅取得者が採用したまたは採用させた設計、施工方法もしくは資材等の瑕疵

6. 保険期間

保険期間は原則として、住宅の引渡日から開始し 10 年間です。ただし、建設工事の完了日から 1 年を超えて引き渡される住宅の場合は、建設工事完了日から起算して 11 年を経過する日に終了します。

📌 詳細は保険取次店またはハウズジーマンにお問い合わせください。

7. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額・限度額

① 戸建住宅

項 目	保険金額・限度額
保険金額(1 住宅あたり限度額)	※2,000 万円(基本)

保険金額は 3,000 万円、4,000 万円、5,000 万円から選択することもできます。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用(1 住宅・1 事故あたり)	補修金額に応じて次の額を上限とします。ただし、実額を限度とします。 100 万円までは 10 万円 100 万円から 500 万円の間は補修金額の 10% 500 万円超は 50 万円
仮住まい・転居費用(1 住宅・1 事故あたり)	50 万円。ただし、実額を限度とします

② 共同住宅

項 目	保険金額・限度額
保険金額(1 住宅(住戸)あたり限度額)	2,000 万円 1 共同住宅で 2,000 万円×保険対象戸数を限度とします。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用(1 共同住宅・1 事故あたり)	補修金額に応じて次の額を上限とします。ただし、実額を限度とします。 100 万円までは 10 万円 100 万円から 2,000 万円の間は補修金額の 10% 2,000 万円超は 200 万円
仮住まい・転居費用(1 住宅・1 事故あたり)	50 万円。ただし、実額を限度とします

(注) 同一住棟の共同住宅について、当社が複数の保険を引き受けている場合は、1 共同住宅あたりの限度額と調査費用限度額は、それらの保険を合算した額を適用します。

③ 戸建住宅・共同住宅共通

項 目	保険金額・限度額
同一年度全引受住宅限度額	30 億円

(注) 1 年間に当社が引き受けたすべての住宅瑕疵担保責任(任意)保険契約に係る保険金支払限度額です。

(2) 免責金額および縮小てん補割合

直接請求を行う場合の免責金額は 10 万円です、免責金額は住宅取得者の負担となります。

お支払保険金の計算式

(保険の対象となる補修等の損害の額－免責金額) + 調査費用 + 仮住まい・転居費用

8. 個人情報の取扱い

当社は、当社の営む業務の実施ならびに取扱商品およびサービス(関連会社または提携会社を取り扱う商品およびサービスを含みます)の案内または提供等を目的として利用します。

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ・当社グループ会社との間で共同利用を行う場合
- ・個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内にて、業務委託先、住宅瑕疵担保責任保険協会、再保険引受先、指定住宅紛争処理機関その他業界関連機関等に提供する場合など

詳細については、当社ホームページ(<http://www.house-gmen.com>)をご参照ください。

9. この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険契約に関するお問合せ、相談・苦情、事故の連絡等は、ハウスジーマンにご連絡ください。

株式会社ハウスジーマン

受付センター (お問合せ全般、保険事故の受付)	TEL:03-5408-8486	受付時間:	平日 9:00～17:00
お客様相談室 (ご相談、苦情)	TEL:03-5408-6088		
夜間休日受付窓口 (お客様相談および保険事故の一報受付)	TEL:0120-516-335	受付時間:	平日 18:00～翌朝 9:00 土日祝日 24 時間

対象住宅について、住宅取得者と被保険者である住宅事業者の間でトラブルが発生したら、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談することもできます。ただし、この窓口ではこの保険契約の具体的な内容等に関する相談は受けられません。

(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	TEL:03-3556-5147	受付時間:	平日 10:00～17:00
----------------------------	------------------	-------	----------------

住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社ハウスジーマン

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-7-1

受付センター TEL 03-5408-8486 FAX 03-5408-7441

お客様相談室 TEL 03-5408-6088

<http://www.house-gmen.com>